

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 45 期 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで

2024 年 8 月 29 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 **SK 東京 監 査 法 人**

所 在 地 東京都中央区日本橋本町三丁目 4 番 5 号
PMO 日本橋三越前

代 表 者 公認会計士 江 部 安 弘

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

目的 財務書類の監査又は証明
財務書類の調整、財務に関する調査・立案、財務に関する相談

沿革 1970（昭和 45）年 7 月より「公認会計士加藤事務所」として監査業務に従事。
1980（昭和 55）年 10 月 2 日「監査法人加藤事務所」を設立し、従来の被監査会社を監査法人の関与先として継承する。
1997（平成 9）年 2 月 15 日、主たる事務所を設立時の設置場所から東京都千代田区神田鍛冶町に移転。
2008（平成 20）年 1 月 15 日、法人名を「監査法人加藤事務所」から「SK 東京監査法人」に変更。
2017（平成 29）年 8 月 11 日、主たる事務所を現所在地に移転し現在に至る。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

(監査証明業務)

当法人は金融商品取引法監査、会社法監査及び学校法人監査等の法定監査の他に、任意監査業務を実施しています。当年度中において、その他の任意監査対象先に増加が 1 件及び減少が 2 件発生し、当年度末における被監査会社等数は前年度末より 1 社減少し 34 社となりました。当年度における監査証明業務収入は 234 百万円となりました。

(非監査証明業務)

当法人は財務書類の調整、財務に関する調査・立案、財務に関する相談等の会計支援サービスを提供しています。当年度末における非監査証明業務提供先は前年度末より 3 社増加し 26 社となり、当年度における非監査証明業務収入は 36 百万円となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2024年6月30日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	2 社	2 社
② 金商法監査		
③ 会社法監査	7 社	
④ 学校法人監査	8 社	
⑤ 労働組合監査		
⑥ その他の法定監査	3 社	
⑦ その他の任意監査	14 社	
計	34 社	2 社

(4) 非監査証明業務の状況

大会社等 4 社、その他の会社等 22 社に非監査証明業務を提供しています。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

「経営方針」及び「経営行動指針」を定め、法人の構成員が職務を遂行するに当たって保持すべき姿勢及び指針としています。

② 経営管理に関する措置

「組織規程」「社員規程」「社員会規程」及び「職務権限規程」を定め、組織的な業務運営を図ると共に、「社員評価規程」及び「人事考課規程」により個々人の業務執行を管理しています。

③ 法令遵守に関する措置

「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め、全社員から構成されるコンプライアンス管理室を設置し、法令等遵守の運営を行っています。また「内部通報規程」及び「監査ホットライン運用方針」を定め、違法行為等の通報から対応に至るルートを確保しています。

④ その他

代表社員が「トップメッセージ」を伝達し、品質へのコミットメントを示しています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定を遵守することを確保するため、「品質管理マニュアル」において専門要員の職業倫理の基本的方針及び手続を定めると共に、「職業専門家としての適格性に関する規程」を設け、職業倫理を遵守するための具体的規定を定めています。

また独立性保持のための方針及び手続は、「品質管理マニュアル」及び「職業的専門家としての適格性に関する規程」に定めています。

② 業務に係る契約の締結及び更新

「品質管理マニュアル」等において、監査契約の締結及び更新に当たり特に検討すべき事項をはじめ実施すべき手続を定めています。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬の決定に関する事項は「社員規程」に定めています。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

研修（教育・訓練）に関しては「品質管理マニュアル」において基本方針を定め、更に「教育研修規程」で具体的な内容を定めています。

ウ. その他

採用、評価及び選任に関しては「品質管理マニュアル」において基本方針を定め、更に「採用に関する内規」「人事考課規程」「社員評価規程」「昇格に関する内規」で具体的な内容を定めています。

④ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して適切に専門家の見解の問合せが行えるよう、該当事項が生じた場合には、監査責任者は審査担当者に事前に相談するとともに、必要に応じ事務所内外の専門的な知識及び経験等を有する者への問合せを行うこととしています。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当法人では、専門要員間の監査上の判断の相違及び専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間の監査上の判断の相違が生じた場合は、速やかに監査責任者への報告を行うものと定めています。

また、監査責任者と審査担当者との間で監査上の判断の相違が生じており、それが解決できない場合には、社員全員で構成される上級審査会を開催し、判断の相違を解決することとしています。

ウ. 監査証明業務に係る審査

「品質管理マニュアル」において審査担当者の適格性や選任手続、審査の客観性維持のための手続、審査において検討すべき事項等を定めることで、最低限実施すべき審査の程度を明らかにし、審査の質を確保しています。

当法人では、全ての監査業務について社員である審査担当者による審査を義務付けており、審査が終了するまでは監査報告書を発行しない方針です。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために
行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

「品質管理マニュアル」の他、
紙面監査調書については「監査ファイルの最終的な整理」において、
電子監査調書については「ロックダウン及びアーカイブ等について」において
監査ファイルの最終的な整理、管理、保存及び廃棄に関する方針及び手続を
定めています。

オ. その他

監査業務の実施については「品質管理マニュアル」において基本方針を定め
ています。

また、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書、監査・
保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考にし、
監査業務に関する方針及び手続を「監査マニュアル」として定めています。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

(a) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人の「品質管理マニュアル」において品質管理システムの監視の章を設け、
目的、担当者、日常的監視の実施内容、定期的な検証の対象及び頻度、不備の影響
の評価、結果の伝達について定めています。

(b) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人では、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価
し、監査責任者並びに他の適切な者に対して、発見された不備とこれに対する適切
な是正措置を伝達しなければならないこととしています。

また、品質管理システムの監視の結果は社員会に伝達されるとともに、文書化
しなければならない旨を定めています。

(c) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人では、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に
確保するため、不服と疑義の申立てに関する方針と手続を定めています。

当法人外部からの申立てのために、当法人ホームページ上で監査ホットラインの
窓口を設けています。

また「内部通報規程」を設けており、申立ての対象、申立ての実施者、受付
方法、調査方法、記録の方法、是正措置等について定めるとともに、専門要員等が
不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てができるよう、通報を行った
専門要員の保護に関する規定を定めています。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任
の所在の明確化に関する措置

品質管理に関する方針及び手続は、当法人の規程である「品質管理マニュアル」
において定めています。

品質管理に関する責任者は、社員全員の同意をもって、十分かつ適切な経験と
権限を有する者を選任しています。また当法人の品質管理に関する最終的責任は、
代表社員が負うものと定めています。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査計画の策定、監査の実施及び監査意見の表明は、社員会で定めた業務執行社員が監査チームを掌握して行い、かつ監査計画及び監査意見は審査担当社員による審査を受審することにより、公認会計士である社員以外の者による不当な影響を排除しています。

- (4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

- ・ 通常レビュー：2024年1月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

代表社員 江部 安弘 は、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

DFK International

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

1990（平成2）年9月

- (3) 当該業務上の提携の内容

外国における監査並びに会計報告の依頼、外資系日本法人の監査等の実施

- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要
- DFK International は、各々が独立した会計事務所等から構成される世界的なアソシエーションです。主要各国の会計事務所等が加盟し、重要事項は年次総会にて決定されています。
- 組織内にはネットワーク・ファームとなることを選択したメンバー（その名称に「DFK」を含む）と非ネットワーク・ファームとなることを選択したメンバーの双方が存在し、当法人は非ネットワーク・ファームとなることを選択しています。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7 人	—	7 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	監査法人の活動に係る重要な事項に関する意思決定	7 人	—	7 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である 使用人の数 (注)
		公認会計士	特定社員	計	
(主) S K 東京監査法人	東京都中央区日本橋本町 3-4-5 PMO 日本橋三越前	7 人	—	7 人	8 人 (4)
(従) 該当なし					

(注) () は非常勤職員で外数

四. 監査法人の組織の概要

別添「S K 東京監査法人 組織図」のとおり

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第44期 (2022年7月1日～ 2023年6月30日)	第45期 (2023年7月1日～ 2024年6月30日)
売上高		
監査証明業務	239,374	234,089
非監査証明業務	34,838	36,987
合 計	274,212	271,076

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、添付しない。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、添付しない。

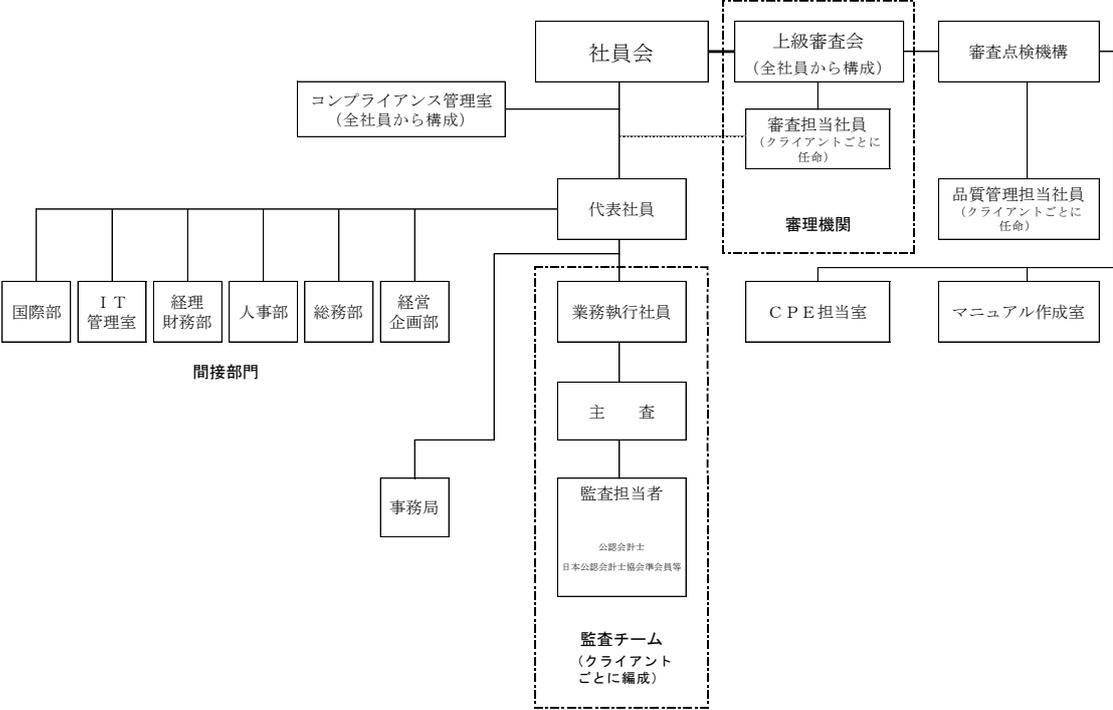
六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

前澤工業株式会社

木徳神糧株式会社

以 上

S K 東京監査法人 組織図



(2024年6月30日現在)